長沼町立長沼中学校いじめ防止基本方針

（平成 26 年 4 月 1 日策定）
（令和 3 年 2 月改定）
（令和 6 年 4 月一部改定）

＜はじめに＞

子供は将来のまちづくりを担う町の大切な宝であり、子供が健やかに成長することは町民全ての願いです。長沼町は、町民憲章の中で「やさしい心で、互いに助け合い、あたたかい町にしましょう」とうたっており、人権を尊重し、互いに支え合い、地域の絆を深めることを目指しています。

深刻化するいじめ問題に対し、いじめ防止についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、いじめの防止のための施策を総合的に推進していくため、国や道、および長沼町の基本方針等に伴い、平成 26 年に「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

この度、令和６年４月に「長沼町いじめ防止基本方針」が改定されたことを踏まえ、「長沼町立長沼中学校いじめ防止基本方針」を改定することとしました。

いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題であり、「いじめはどんな場合であっても絶対に許されない」という考えのもと、本校のいじめ基本方針が策定されています。

1　いじめ防止等のための基本的な事項

（1）いじめの定義（町条例第 2 条第 1 号）

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含みます）であって、その対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

① 「一定の人間関係」とは、学校や町の内外を問わず、部活動、塾、スポーツ少年団など何らかの関わりを指します。

② 「物理的な影響」とは、身体的な影響だけでなく、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりやらされることを指します。

（2）いじめを理解するにあたっての留意点

① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと。

② いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることなどを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。

③ インターネットを通じたいじめなど、本人がそのことを知らずにいて、心身の苦痛にいたっていないケースについても、他のいじめと同様に適切に対処すること。

④ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害側としてだけではなく、加害側としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応すること。

⑤ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

⑥ 生徒が多様性を認め、互いに支え合いながら健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

＜ 解説 ＞
・「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組合せによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のこと。
・「多様な背景を持つ生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、生徒の家庭での過重な負担、外国人生徒等）などにある生徒のこと。

（3）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係わる行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町や「長沼中学校いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定すること。相当の期間が経過しても行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設けて状況を注視すること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

いじめが解消していない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること。「長沼中学校いじめ対策委員会」においては、いじめが「解消している」状態に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「長沼中学校いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、本校教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 基本理念（町条例第３条）

（1）いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うとともに、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、北海道と町及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを基本として行わなければなりません。

（2）いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒の理解を深めることを基本として行わなければなりません。

（3）いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒のいのち及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければなりません。

3　学校及び学校教職員の責務

（1）学校の責務（町条例第6条）

① 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・共同や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

② 学校は、生徒が安心して通学でき、学習・生活することができる場であることが求められることから、単にいじめをなくすという取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団作りを進めるとともに、家庭や地域、関係機関と密接に連携します。

③ 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない環境をつくります。

④ 学校は、情報社会で適正な活動を行うための下になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。

⑤ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にもおこりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知するとともに、家庭や関係機関と連携して組織的に対応します。

⑥ 学校は、いじめについて、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となることから、「長沼中学校いじめ対策委員会」を設置します。

（2）学校教職員の責務

① 教職員は、いじめの解決とは、いじめた生徒による、いじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものでないことから、いじめられた生徒と、いじめた生徒はもとより、他の生徒との関係の修復を図り、双方の当事者や周りの生徒が好ましい集団活動を取り戻し、互いを尊重し、認め合う人間関係ができるよう指導します。

② 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針に沿って記録するとともに、速やかに「長沼中学校いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応に繋げます。

③ 教職員は、「長沼中学校いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通します。

④ 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりしません。

⑤ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けます。

4　いじめ防止等の対策の基本的な方向

（1）長沼町立長沼中学校いじめ防止基本方針の策定

長沼中学校生徒のいじめ防止等のための対策をより実効的なものにするため、基本方針を策定し、この取組がより効率性の高いものとなるよう、適切に機能しているのかを点検し、必要に応じて見直しをします。

（2）長沼中学校いじめ対策委員会の設置

① 長沼中学校に「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ問題をはじめ、生徒指導上の課題や地域の生徒の健全育成に係る取組について協議します。

② 長沼中学校いじめ対策委員会の委員は「生徒指導委員会」の構成員を基本とし、次の職員で構成します。

・校長　・教頭　・主幹教諭　・生徒指導部職員（校内指導、校外指導、教育支援）　・養護教諭
・特別構成員として該当学年・学級担任、スクールカウンセラー、関係機関・団体の方

③ 週１回の「生徒指導委員会」を活用し、いじめ事案発生時は緊急に開催します。

④ 本校の対策がより効率性の高いものとなるよう、適切に機能しているのかを随時点検し、上部機関の施策状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5　いじめ防止等のための対策の内容

（1）いじめの未然防止（町条例第 12 条ほか）

① 「特別な教科　道徳」を要とし、全教育活動において、いのちを尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育む、豊かな心と健やかな体を育成する道徳教育の充実を図り、社会性や規範意識の高い学校づくりを推進します。

② 生徒同士が支え合う人間関係をつくること目的にピア・サポートのプログラムを学級活動等に位置づけ、いじめを生まない土壌づくりに努めます。

③ いじめ防止に向けて、生徒会活動等の自主的な企画及び運営による取組みの支援を行います。また、代表生徒が町教委主催「仲間づくり子供会議」に参加する中で、自校のいじめ防止の取組を紹介し、いじめ防止活動の充実を図ります。

④ いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るための教職員対象の研修を実施するとともに、校内研修の充実を図ります。

⑤ ネットパトロールの実施などにより、ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合は、必要に応じて関係機関と連携を図りながら適切な対応を行います。また、生徒や保護者に対して情報モラル教室等を推進するなど、啓発活動を行います。

（2）いじめの早期発見及びいじめの早期解消（町条例第 13 条ほか）

① いじめを早期に発見するため、「保護者面談」（4 月・12 月）「いじめアンケート」（5 月･10 月）、「教育相談」(6 月・10 月)を実施するなどの必要な措置を講じます。

② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を適正に配置し、適応指導教室による教育相談を実施するなど、生徒や保護者に対して相談体制の整備を図ります。

③ 生徒一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し、より良い学級づくりや学校づくりを進めるための調査として「ハイパーＱＵ検査」を年２回実施し、生徒理解および生徒集団の実態把握に努めます。

6　いじめへの対処

（1）生徒や保護者からいじめの相談・通報などを受けた場合は、必要に応じて長沼町教育委員会と連携を図りながら、事実を把握するための調査を実施します。
（2）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは、長沼町教育委員会及び警察署と情報を共有するなど連携します。
（3）インターネット上の不適切な書き込みに対して、関係機関と連携を図りながら、改善に向けた取組を図ります。
（4）いじめがあったことが確認されたときには、いじめを止めさせ、その再発を防止することとともに、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対策を講じます。
（5）いじめを行った生徒に対して指導し、その保護者へ助言します。

7　重大事態への対処

（1）重大事態の意味（町条例第 29 条）

① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ② いじめにより生徒が、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている生徒の状況に着目して判断します。
・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安としますが、生徒が一定期間連続して欠席している場合（正当に事由が無く 7 日以上連続し、本人の状況が確認できない場合等）には、上記目安にかかわらず迅速に対処します。

（2）学校の対応
① 重大事態と判断した場合、長沼町教育委員会を通じて町長へ速やかに報告します。
②「長沼町いじめ防止専門委員会」による事実関係を明確にするための調査に協力します。
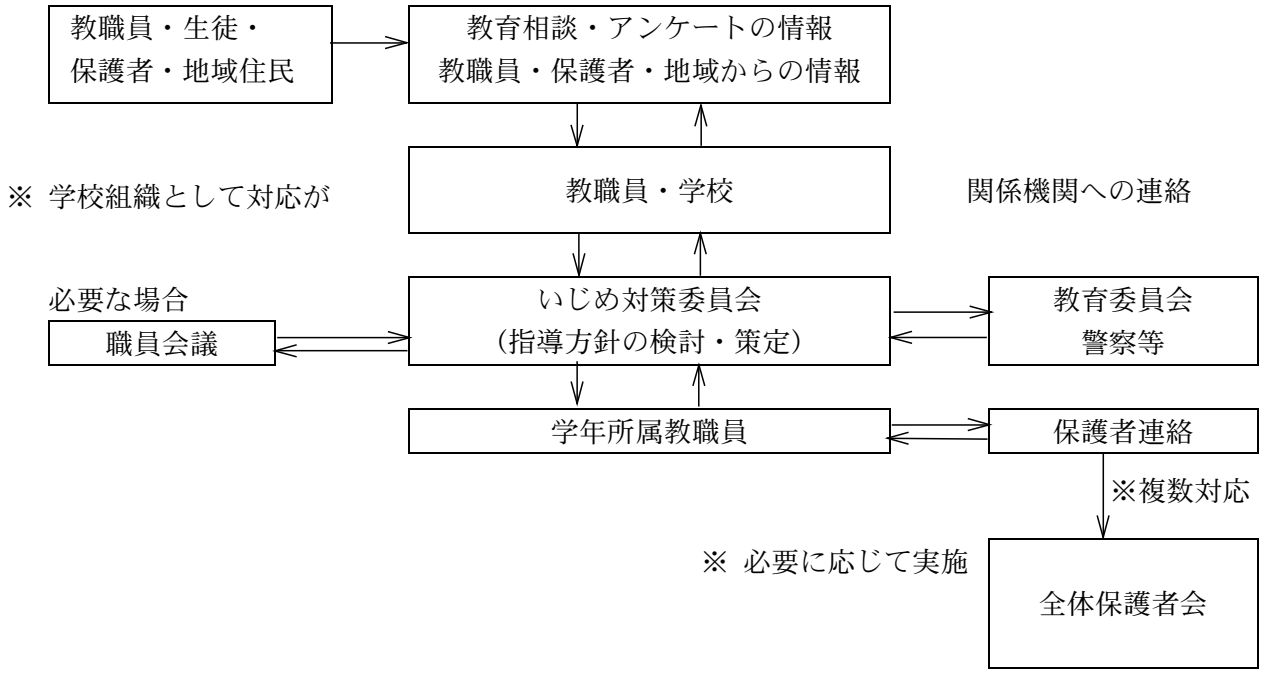
8　いじめ発生時の対応の流れ